

平成 29 年度 11 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

津久井やまゆり園基本構想に基づく施設整備や、台風 21 号により被害を受けた県管理施設の復旧など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	11月補正予算額	11月現計予算額	(参考) 29年度11現/ 28年度11現
一般会計	19,445.62	4.27	19,449.89	96.1
特別会計	12,257.84	0.89	12,258.74	98.2
企業会計	1,086.63	—	1,086.63	100.3
計	32,790.09	5.17	32,795.27	97.0

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	11月補正予算額	11月現計予算額
国庫支出金	1,315.82	0.58	1,316.41
繰越金	0.87	0.31	1.19
県債	1,885.86	3.37	1,889.23
その他	16,243.06	—	16,243.06
計	19,445.62	4.27	19,449.89

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

㊦〇 津久井やまゆり園千木良園舎(仮称)新築工事設計費(P3参照)

【債務負担行為の設定】 期間 平成 29 年度～平成 31 年度
限度額 2億 1,300 万円

津久井やまゆり園の早期再生のため、相模原市緑区千木良地域における居住棟等の建替工事及び管理棟等の改修工事に係る設計費について、債務負担行為を設定する。

- 台風 21 号による被害への対応(P4参照) 3億 9,746 万円

台風 21 号により被災した県管理の港湾、河川施設等の復旧工事を行う。

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金(母子父子寡婦福祉資金会計) 8,981 万円

(一般会計からの繰入金 2,993 万円)

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、申込みが当初の見込みを上回り、事業費が不足することから、貸付枠を拡大する。

[県民局次世代育成部子ども家庭課長 TEL 045-210-4650]

新津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築工事設計費

1 目的

津久井やまゆり園の早期再生のため、相模原市緑区千木良地域における居住棟・渡り廊下の建替工事及び管理棟・厨房棟・体育館・プールの改修工事に係る設計費について、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為の設定

- ・期 間 平成 29 年度～平成 31 年度
- ・限度額 2 億 1,300 万円

3 施設整備の考え方

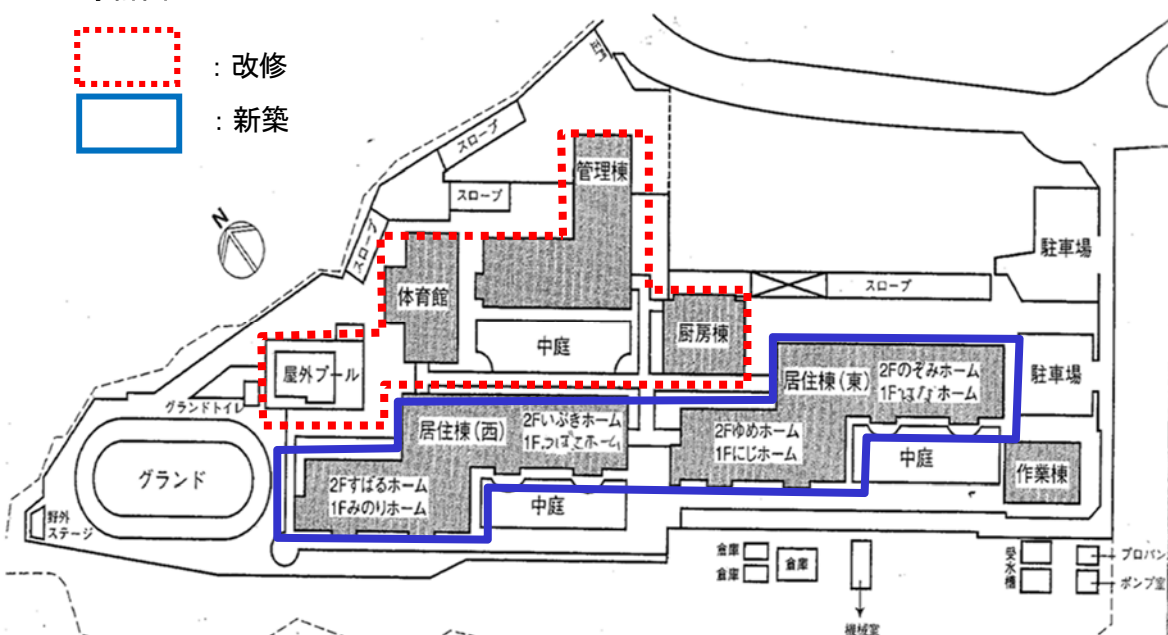
基本的考え方	○千木良地域における施設整備。 (芹が谷地域(横浜市港南区)での施設整備と合わせて 132 人分の居室を確保) ○千木良地域の定員は 88 人 (11 人×8 ユニット) として設計。 (意思決定支援の状況により規模が縮小する場合は、設計変更により対応)
管理運営	指定管理
整備内容	新築対象：居住棟、渡り廊下 改修対象：管理棟、厨房棟、体育館、プール

4 スケジュール

項目	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
設 計		基本設計	実施設計		
工 事		除却		工事	供用開始

※ 芹が谷地域の施設整備計画については、現在検討中。

5 工事計画



問合せ先

保健福祉局福祉部共生社会推進課 課長 柏崎 電話 045-285-0736

台風21号による被害への対応

1 概要

平成29年10月23日に県内を通過した台風21号により、相模湾沿岸部を中心に県が管理する公共土木施設等が大きな被害を受けたことから、復旧工事を行う。

【被災箇所】

・道路被害	国道134号で擁壁崩壊など3路線	5か所
・河川被害	一級河川荻野川で護岸崩壊など8河川	13か所
・海岸被害	三浦海岸で護岸破損など10海岸	20か所
・港湾被害	湘南港で護岸フェンス破損など3港湾	27か所
・緑地被害	鎌倉市で斜面崩壊など	2か所
・治山被害	山北町で山腹崩壊など	6か所
計		73か所

2 予算額

	事業名	当初予算額	11月補正予算額	11月現計予算額
①	平成29年災害復旧費 (公共事業)	2億5,000万円	8,800万円	3億3,800万円
②	平成29年度災害復旧費 (単独事業)	1,960万円	2億1,565万円	2億3,525万円
③	古都及び緑地保全事業費 (単独事業)	4,384万円	3,800万円	8,184万円
④	治山事業費(単独事業)	9,845万円	5,580万円	1億5,425万円
	計	4億1,190万円	3億9,746万円	8億 936万円

(注) 各表中の金額は、表示単位未満切捨てのため、符合しないことがある。

問合せ先

【①、②】	県土整備局事業管理部県土整備経理課	課長	柏木	電話 045-210-6070
【③】	環境農政局緑政部自然環境保全課	課長	山田	電話 045-210-4301
【④】	環境農政局緑政部森林再生課	課長	濱名	電話 045-210-4330

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	4 件
条 例 の 廃 止	3 件
条 例 の 改 正	22 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結 等	7 件
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	2 件
そ の 他	4 件
計	42 件
(参考) 11 月補正予算	2 件
合計	44 件

2 主な条例案等

【条例の制定等】

○ 国民健康保険法改正関係2議案(P10 参照)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、これまで市町村が個別に運営していた国民健康保険について、県も保険者となり、市町村に給付に必要な費用を交付し、市町村から納付金を徴収することになったため、条例の制定等を行う。

《条例の制定》

① 国民健康保険法施行条例

《条例の廃止》

② 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

①② [保健福祉局保健医療部医療保険課長 電話 045-210-4880]

○ 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(P11参照)

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行う。

(再編の主な内容)

- ・福祉子どもみらい局、健康医療局の設置
- ・国際文化観光局の設置
- ・県民局くらし県民部の各部門の関連局への移管、安全防災局の局名変更
- ・政策局のICT推進部門の総務局への移管

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

【工事請負契約の締結】(P13参照)

開設から45年以上が経過し老朽化した動物保護センターを、動物を「処分するための施設」から「生かすための施設」へと転換するため建替えを行う。

名 称	工 事 の 場 所	工 事 請 負 金 額
動物保護センター新築工事(建築)請負契約	平塚市土屋401	9億6,823万756円

[保健福祉局生活衛生部動物愛護担当課長 電話 045-210-4932]

3 その他の提出予定議案

【条例の制定等】

○ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立関係5議案

教育研究の充実や自主的・自律的な大学運営を進めるとともに、県が取り組む保健福祉施策を推進するため、県立保健福祉大学を公立大学法人に移行することに伴い、地方独立行政法人法の規定に基づき、条例の制定のほか所要の定めを行う。

《条例の制定》

- ① 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例
- ② 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例
- ③ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例

《その他》

- ④ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標
- ⑤ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定めることについて

① [総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

②～⑤ [保健福祉局保健医療部公立大学法人化担当課長 電話 045-285-0710]

【条例の廃止】

○ 神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例

藤野芸術の家を廃止することに伴い、条例を廃止する。

[県民局次世代育成部青少年課長 電話 045-210-3830]

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されるため、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する。

[保健福祉局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

水銀排出施設の設置届出の受理等の事務を平塚市及び藤沢市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

県教育委員会が処理する特別支援学校等への就学奨励事務において、知事から特定個人情報の提供を受けることができるようにするなど、所要の改正を行う。

[政策局ICT推進部情報企画課長 電話 045-210-3390]

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員について子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる要件を規定するとともに、職員の育児休業期間の再延長等ができる特別な事情を追加するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

- **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**
 旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。
 [総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]
- **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**
 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。
 [総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]
- **地方税法改正関係2議案**
 自動車取得税に関する規定を削除するとともに、自動車税の環境性能割に関する規定を追加し、現行の自動車税を自動車税の種別割と名称変更するなど、所要の改正を行う。
 - ① **神奈川県県税条例の一部を改正する条例**
 - ② **アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例**
 [総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]
- **占用料等の改定関係8議案**
 占用料等の額の適正化を図るため、道路法施行令で規定された所在地区分に応じ、占用料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。
 - ① **神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**
 - ② **行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例**
 - ③ **神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例**
 - ④ **神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例**
 - ⑤ **神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**
 - ⑥ **神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例**
 - ⑦ **港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例**
 - ⑧ **神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例**
 - ① [県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]
 - ② [総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]
 - ③ [環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]
 - ④ [県土整備局事業管理部用地課長 電話 045-210-6140]
 - ⑤ [県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]
 - ⑥ [県土整備局河川下水道部河川課長 電話 045-210-6470]
 - ⑦⑧ [県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 電話 045-210-6500]
- **港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例**
 港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、クルーズ船の受入拠点区域となるクルーズ港区の設定に関し、所要の改正を行う。
 [県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 電話 045-210-6500]
- **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
 個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。
 [県民局くらし県民部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、フィルタリング有効化措置に対する対応を定めるなど、所要の改正を行う。

[県民局次世代育成部青少年課長 電話 045-210-3830]

○ 県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地中間管理機構が借り入れている農用地において県が実施する土地改良事業に係る特別徴収金について規定するとともに、条例の見直しに伴い、延滞金に係る規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

○ 神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例

三浦ふれあいの村を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

[教育局支援部子ども教育支援課長 電話 045-210-8212]

○ 神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例

川崎図書館のかながわサイエンスパーク（川崎市高津区坂戸）への移転に伴い、所要の改正を行う。

[教育局生涯学習部生涯学習課長 電話 045-210-8330]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工 事 の 場 所	工事請負金額
①	主要地方道横須賀三崎7号橋新設(上部工)工事請負契約	横須賀市林五丁目地内 他	6億7,241万1,132円
②	一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁(上部工)工事(その2)請負契約	伊勢原市上粕屋地内	7億820万625円
③	酒匂川流域下水道箱根小田原幹線2-2工区管渠築造工事請負契約	小田原市荻窪地内	14億8,046万8,525円
④	県営亀井野団地公営住宅新築工事(3期-建築)請負契約	藤沢市亀井野3215外	9億9,067万4,798円
⑤	茅ヶ崎警察署新築工事(建築)請負契約	茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目 994番1	12億8,390万4,000円

①② [県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

③ [県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

④ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

⑤ [警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線2261]

【工事請負契約の変更】

工期変更による請負代金額等の変更に伴い、工事請負契約を変更する。

名 称	工事請負等金額		請負等契約者
	変更後	変更前	
厚木警察署新築工事(建築)請負契約	16億8,985万4,400円	16億6,752万円	匠・山王特定建設工事共同企業体

[警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線2261]

【指定管理者の指定の変更】

東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技を成功に導くため、現指定管理者の指定期間を延長する。

施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
	変更後	変更前	
湘南港	H26. 4. 1～H34. 3. 31	H26. 4. 1～H31. 3. 31	株式会社 湘南なぎさパーク
葉山港	H26. 4. 1～H34. 3. 31	H26. 4. 1～H31. 3. 31	株式会社 リビエラリゾート

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課長 電話 045-210-6500]

【その他】

○ 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法第4条第1項の規定により、平成30年度における宝くじの発売について議決を得るため提案する。(平成30年度発売総額 270億円以内)

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員の任期について変更が生じたこと等により、定款を変更する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

4 関係資料

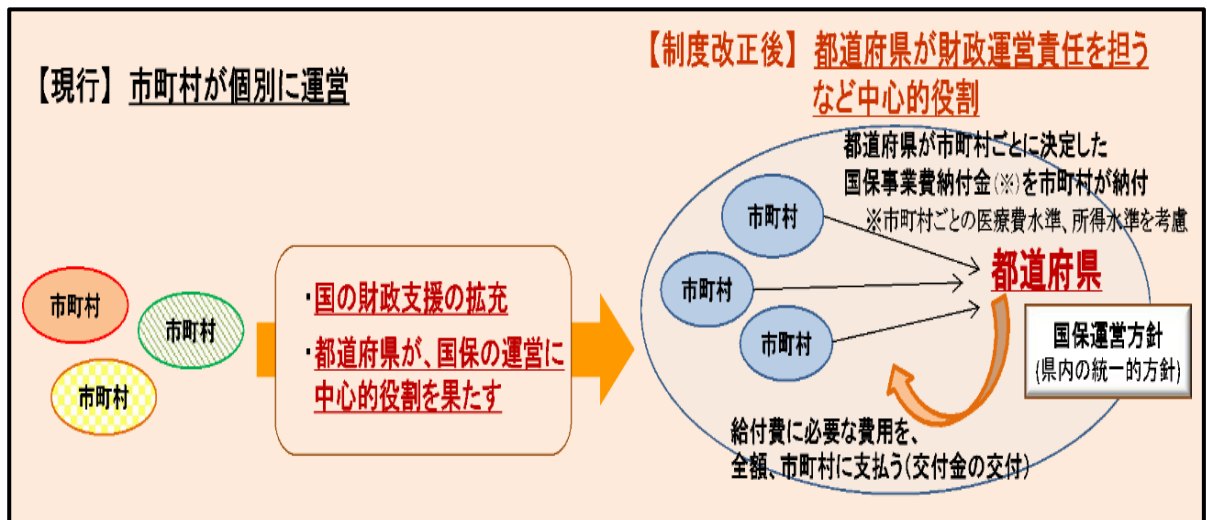
国民健康保険法改正関係 2 議案の概要

(1) 目的

医療保険制度改革を進めるため、平成 27 年 5 月 29 日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定され、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、保険給付に必要な費用を負担するなど、国民健康保険の財政運営主体としての役割を担うこととなった。

平成 30 年度以降、県は保険給付費等交付金を市町村に支払い、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することから、これらの事項などを定めた国民健康保険法施行条例を制定するほか、関係条例の廃止を行う。

<国民健康保険制度の改正イメージ>



※厚生労働省保険局国民健康保険課作成「国民健康保険改革の施行に向けて」より抜粋

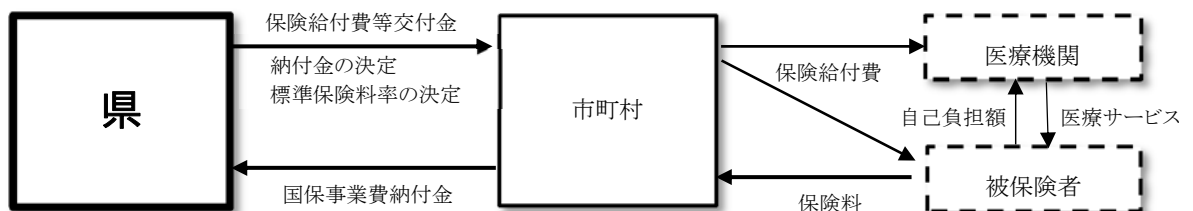
(2) 内容

ア 国民健康保険法施行条例の制定

保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項を定めるほか、神奈川県国民健康保険運営協議会の委員定数などを規定する。

また、平成 30 年度から神奈川県国民健康保険財政安定化基金の処分が可能となるため、処分規定を追加するなど、当該基金に関する事項を規定する。

<保険給付費等交付金等の流れ>



イ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

国民健康保険制度の改正により、都道府県調整交付金は廃止されるため、当該条例を廃止する。

(3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

問合せ先

保健福祉局保健医療部医療保険課長

保健福祉局保健医療部医療保険課国保指導グループ

田熊 電話 045-210-4880

古野 電話 045-210-4881

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行う。

(2) 内容

ア 福祉子どもみらい局、健康医療局の設置

- ・ 所掌範囲が広く、新しい課題や喫緊の課題も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子どもの貧困対策、児童虐待等子ども関連施策を総合的かつ迅速に推進するため、県民局と保健福祉局を再編し、福祉子どもみらい局と健康医療局を設置する。
- ・ 福祉子どもみらい局は、保健福祉局の福祉部門と県民局の次世代育成部門を統合するとともに、共生社会の実現を目指すため、県民局の人権男女共同参画部門を所管する。
- ・ 健康医療局は、保健福祉局の保健医療部門と生活衛生部門を所管する。

イ 国際文化観光局の設置

- ・ 魅力ある文化コンテンツの創出や情報発信、国内外からの観光客の誘致、国際交流等、人を引きつける魅力ある神奈川づくりを効果的・一体的に進めるため、県民局の国際部門と文化部門、産業労働局の観光部門を統合し、国際文化観光局を設置する。

ウ 県民局くらし県民部の各部門の関連局への移管、安全防災局の局名変更

- ・ 上記再編以外の県民局くらし県民部の各部門は、業務関連性のある他局に移管し、県民局を廃止する。
- ・ 情報公開広聴部門とNPO協働推進部門は、広報部門と企業連携部門、大学連携部門を所管する政策局に移管する。
- ・ 消費生活部門は、くらし安全交通部門を所管する安全防災局に移管するとともに、安全防災局の局名をくらし安全防災局に変更する。

エ 政策局のICT推進部門の総務局への移管

- ・ ICTを活用した働き方改革をさらに進めていくため、政策局のICT推進部門を総務局に移管する。

(3) 施行期日

平成30年4月1日

【参 考】再編後の組織

現 行		再編（案）	
政策局	知事室（広報部門を含む） ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務室 政策部（大学連携部門を含む） 自治振興部（企業連携部門を含む） <u>I C T 推進部</u> 基地対策部	政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務部門 政策部門 自治振興部門 基地対策部門 <u>情報公開広聴部門</u> <u>N P O 協働推進部門</u>
総務局	総務室 組織人材部 財政部 財産経営部	総務局	総務部門 組織人材部門 財政部門 財産経営部門 <u>I C T 推進部門</u>
<u>安全防災局</u>	総務室 安全防災部（くらし安全交通部門を含む）	<u>くらし安全</u> <u>防災局</u>	総務部門 安全防災部門 <u>消費生活部門</u>
<u>県民局</u>	<u>総務室</u> <u>くらし県民部</u> <u>次世代育成部</u>	(廃止)	
(新設)		<u>国際文化観</u> <u>光局</u>	総務部門 <u>国際部門</u> <u>文化部門</u> <u>観光部門</u>
スポーツ局	(略)	スポーツ局	(略)
環境農政局	(略)	環境農政局	(略)
<u>保健福祉局</u>	<u>総務室</u> <u>保健医療部</u> <u>福祉部</u> <u>生活衛生部</u>	<u>福祉子ども</u> <u>みらい局</u>	総務部門 <u>福祉部門</u> <u>次世代育成部門</u> <u>人権男女共同参画部門</u>
		<u>健康医療局</u>	総務部門 <u>保健医療部門</u> <u>生活衛生部門</u>
産業労働局	総務室 産業部 中小企業部 <u>観光部</u> 労働部	産業労働局	総務部門 産業部門 中小企業部門 労働部門
県土整備局	(略)	県土整備局	(略)

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 河鍋 電話 045-210-2150

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 武川 電話 045-210-2251

予算編成グループ 市川 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 篠原 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 山下 電話 045-210-3022